

Koujimachi

令和
2年
9月
第190号

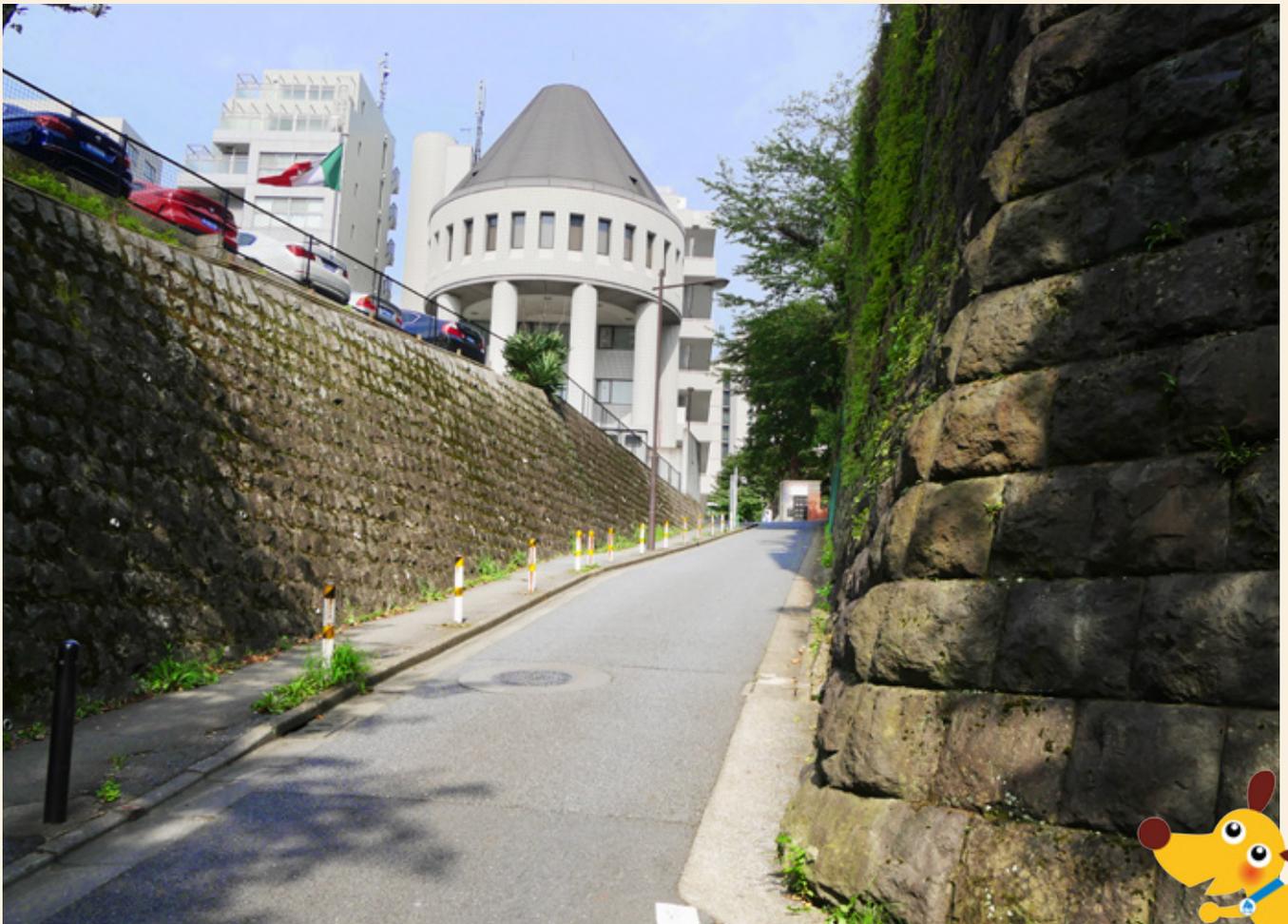
特集

新税務署長インタビュー 税務署を身近な存在に

「写真コンテスト」
ご案内

「第9回 通常総会」
開催のご報告

けんたくんコラム
「落語で巡る麴町」



写真：新坂（永田町）

法人会キャラクター
けんたくん



税務署を身近な存在に



麴町税務署長

どうめん よしはる

道免 良春 氏

麴町法人会の皆様には平素より、多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大により、ご苦労も多いことと存じますが、引き続きご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

contents

特集 新税務署長インタビュー
税務署を身近な存在に

2-3

- 麴町税務署副署長/統括に聞きました! 4
- 麴町税務署法人課税関係等職員 令和2年度人事異動のお知らせ 5
- 会員企業紹介 6
- 新入会員紹介 7
- けんたくんコラム「落語で巡る麴町 ～三方一両損～」 7
- 第9回 通常総会 8
- 令和元年度 麴町法人会 会員増強功労表彰 8

表紙
写真
紹介

けんたくんで行く!
麴町エリアの坂

Vol.2「新坂(遅刻坂)」



9

- 麴町管内税務連絡協議会 主催『名刺交換会』 8
- 今後の活動予定のお知らせ 9
- 緊急経済対策における税制上の措置 10-11
- 税務署だより・都税だより 12
- 区税だより・麴町消防署だより 13
- 麴町警察署だより・事務局だより 14
- 広告 15-16

簡単なようで難しい、まわりに「流されない」

仕事に対する姿勢としては、国税庁の使命でもある「適正・公平な課税・徴収の実現」が重要だと考えています。“正直者が馬鹿を見る”ということにはならないようにしたいと思っています。また、正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖的という存在でありたいと思っています。立場上、楽な方に流されないように気を付けています。

正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖的
Respect among the honest Fear among the dishonest

昭和 24 年国税庁開庁時
ハロルド・モス氏(元 GHQ 内国歳入課長)の言葉より

会って話すことが重要

いま世間では、コロナウイルスの話題でいっぱいですが、税務署でもご多分に漏れず影響が出ていると思います。法人会の皆さんとの交流も難しくなっていますし、お互いに遠慮しながらの状況が続いています。安心して相談いただけるよう予防対策はしていますが、どうしても単発的な話になってしまい、細かい話までできないのではないかと不安を感じます。

また、赴任して間もないのですが、まだまだ職員との懇親も深められていないので、こういった面でも早くコロナウイルスが終息してくれることを願っています。



道免署長

江南副会長/広報委員長

改めて思う桜島の雄大さ

私は鹿児島県鹿屋市の出身です。思い出と言うか、思い出されるのはやはり桜島は雄大だということですね。鹿屋市から桜島を直接見ることはできませんが、冬になるといつも桜島の灰に悩まされてきました。

以前に鹿児島税務署の副署長として勤務させていただいたことがありましたが、その時はいつも桜島を眺めることができ、桜島の雄大さを改めて感じさせてくれました。

単身赴任で勤務していた頃は例年より多くの噴火があり、特に夏場いつも灰にまみれていたのも今となっては良い思い出です。

新鮮な気持ちで

最初勤務したのは徴収部門で3年。次に、個人課税部門に移り、7～8年ほどでした。

その後、国税局にて20数年。人事関係に長く携わってきました。ここ10年では、税理士監理官といって税理士さんとの窓口のような役割を担当しました。その他にも個人課税課長や課税総括課長を経験させていただきました。

税務署の経験としては、神奈川県と鹿児島県で勤務したことがあります。

この度、麴町税務署の署長となり、新鮮な気持ちで臨んでいます。

健康維持の秘訣はランニングにあり



趣味は、ジョギングと読書です。最初は、運動不足や健康管理の為に始めたのですが、今では1時間から1時間半ほど、土日に近所の緑道をランニングしています。最近ではコロナの影響もあり、バフというランニングマスクをつけて走っています。

早くマスクなしで走れる日が来て欲しいものです。

通勤時にはもっぱら読書に熱中しています。推理小説が主ですが時間を忘れて夢中になってしまい、あっという間に着いてしまいます。

作家にはこだわることなく、本屋で気に入った作品を読んでいます。

互いに協力して税の普及・広報活動を

今の状況では法人会の皆様はもちろん納税者の方々とも交流し、税についてどれだけ皆様にご理解いただいているか把握することは難しい状況だと思っています。我々だけでは難しいので、説明会など普及・広報活動、麴町法人会の皆様にお力をいただき、お手伝いいただければと考えています。

身近な存在でありたい



鎌倉税務署の署長を務めていた時、法人会の方々のさまざまな会合に参加させていただきました。麴町法人会様とは、当時のように身近な関係を築きたいと思っています。こちらから協力をお願いするだけでなく、こちらからできることをぜひ一緒に協力させていきたいと思えます。

また、会報誌を通じて、会員様に税務署をもっと身近に感じていただける、そして信頼いただけるような活動を発信できれば良いかなと考えています。



道免署長
よろしく
お願いします！

副署長/統括に聞きました！

- 1 ご出身は
- 2 ふるさと自慢を一言
- 3 ご経歴は
- 4 仕事におけるモットーは
- 5 麴町法人会会員の皆様への一言



麴町税務署
法人担当副署長
佐藤 一輝 殿

- 1 千葉県市原市です。
- 2 千葉県は落花生が有名ですが、市原市には地質年代の一つである「チバニアン」命名の根拠となった地磁気の逆転地層があります。
- 3 麴町署は1年目で、直前は国税庁相互協議室で課長補佐をしていました。
- 4 自身の考えだけにとられることなく、相手や周りの方だったらどのように考えるのか、ということも少し考えてから行動するように心がけています。
- 5 麴町法人会の皆様方には、常日頃から税務行政に対して多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今年は新型コロナウイルス感染症拡大により、事業や生活に大きな制約がある中ではございますが、皆様方には引き続きのご支援とご協力をお願いいたします。



麴町税務署
法人調査担当副署長
河村 明夫 殿

- 1 埼玉県浦和市(現さいたま市)です。
- 2 浦和レッドダイヤモンズ(Jリーグ)。
※現在住んでいる十条(北区)には、東京三大銀座の一つと言われる十条銀座商店街があり、よくテレビで取り上げられています。
- 3 前任は松戸税務署(千葉県)の副署長です。
- 4 「誠心誠意」「正々堂々」
- 5 各種行事等には積極的に参加したいと思っておりますので、写真の顔を見かけましたら是非声をかけてください。
また、e-Taxのより一層の普及・定着に向けて、引き続きご支援・ご協力をお願いいたします。



麴町税務署
法人1部門統括官
衛藤 陽三 殿

- 1 大分県別府市です。
- 2 湧出量日本一の別府温泉です。
- 3 麴町署2年目です。前任は麻布署の法人1統括官です。
- 4 「日々是精進」「一期一会」
- 5 麴町法人会の会員の皆様方には、日頃より税務行政に対しまして、多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
良好な協調関係構築のために、微力ではございますが、皆様と一緒に麴町法人会を盛り上げていきたいと思っております。宜しくお願い致します。

＼ 趣町税務署法人課税関係等職員 ／

令和2年度人事異動のお知らせ

統括官等以上、審理担当官は調査官以上を記載

令和2事務年度						令和元事務年度			
氏名	異動元署			部門	官職	氏名	異動先署		
	局署名	課・部門	職名				局署名	課・部門	職名
道免 良春	徴収		次長		署長	一ノ瀬 和人	退職		
増田 真一郎	神奈川		副署長	(総管徴)	副署長	小林 徹	徴収	訟務	訟務官
藤原 太一	留任			(個資)	副署長	藤原 太一	留任		
佐藤 一輝	庁	相互協議室	課長補佐	(法内)	副署長	中村 秀利	課一	訟務	訟務官
河村 明夫	松戸		副署長	(法調)	副署長	山岸 要一郎	東京上野	(内部集約)	副署長
衛藤 陽三	留任			法人1	統括官	衛藤 陽三	留任		
齋藤 生子	板橋	法人1	連調官	法人1	連調官	畑 実早	渋谷(本所)	(法人2)	統括官
水口 雄志	渋谷	法人2	統括官	法人2(主担)	統括官	前田 真由子	課二	消費	補佐
江崎 学	総務	事務管理一	主任分析官	法人3(源泉)	統括官	田島 光一	川崎西	法人1	統括官
小野寺 浩	留任			法人4(源泉)	統括官	小野寺 浩	留任		
水野 聡	立川	法人3	統括官	法人5	統括官	江川 正流	渋谷	法人6	統括官
西山 節子	留任			法人6	統括官	西山 節子	留任		
西尾 秀文	趣町	特官(法人)	連調官	法人7	統括官	高田 昌孝	庁		
竹内 稔雄	練馬東	法人4	統括官	法人8	統括官	八木ヶ谷 繁	課二	法人	主査
山内 健治	庁			法人9	統括官	伊藤 正人	成田(再任用)	法人	上席
石井 清	木更津	法人3	統括官	法人10	統括官	服部 喜美子	王子	法人5	統括官
西村 貴孝	留任			審専官(法人)	審専官	西村 貴孝	留任		
鎌田 兼司	京橋	個人5	統括官	審専官(法人)	審専官	江口 稔之	調四		主査
立山 賢	留任			審専官(源泉)	審専官	立山 賢	留任		
財津 由美子	渋谷	法人1	上席	上席調査官	法人審理	野田 康弘	成田	法人1	上席
古谷 正博	留任			調査官	法人審理	古谷 正博	留任		
中村 由紀子	神田	法人7	官	調査官	法人審理	高橋 智哉	練馬西	法人1	上席
杉山 健一	留任			上席調査官	源泉審理	杉山 健一	留任		
北野 千恵	平塚	法人2	官	上席調査官	源泉審理	八木 綾子	市川	法人2	上席
乗松 彩夏	留任			調査官	源泉審理	乗松 彩夏	留任		
磯 勝利	総務	事務管理三	課長補佐	総務課	課長	須磨 健司	千葉東	(管徴)	副署長
高山 みさき	四谷	管運1	統括官	納支援官	支援官	大塚 美香	町田	総務	総務課長
古野 多賀江	留任			広報官	広報官	竹内 孝徳	平塚	管運3	統括官
宮原 一孝	調一	調査審理	主査	広報官	広報官	古野 多賀江	留任		
舩津 眞希	留任			総務課	課長補佐	舩津 眞希	留任		
松吉 達郎	甲府	総務	総務係長	総務課	総務係長	沼田 浩介	課二	料一	実査
安彦 拓磨	留任			総務課	会計係長	安彦 拓磨	留任		

会員企業紹介

麹町法人会の会員企業様をピックアップしてご紹介いたします。

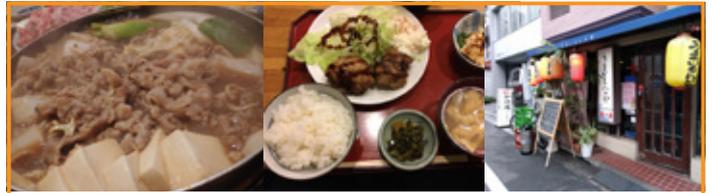


各種メディアに掲載された絶品チーズハンバーグ
旬菜ステーキ処 **らいむらいと** 九段一ツ橋地区会

「市ヶ谷 ランチ」で検索すると必ず出てくるほどの超人気店。
中でも人気No.1のチーズハンバーグは雑誌「おとなの週末」で1位になり殿堂入りを果たしています。その他にも名人和牛のステーキやレア焼き丼など、お肉好きにはうってつけのお店。



- 〒 東京都千代田区九段南 3丁目 4-8 パディーホームズー口坂
- ☎ 03-3230-2593
- 🌐 <http://limelight.tokyo/>



どこか懐かしい昔ながらの居酒屋
銘酒居酒屋 **うまいもんどや** 九段一ツ橋地区会

大通りを少し入ったところに提灯が目を引く店構え。店内に入るととてもアットホームな雰囲気です。ランチでは、焼魚やメンチカツ定食など家庭的な味を、夜はすき焼きをメインとしたコース料理を堪能できます。おふくろの味が恋しくなった方は是非！
【銘酒飲み放題と和食コース】4,200円(税込)



- 〒 東京都千代田区九段南 3丁目 4-2
- ☎ 03-3234-5655
- 🌐 http://www.gnet-chiyoda.ne.jp/shop_hp/abc_c.html

▲左メニュー「あ行」から「銘酒居酒屋 うまいもんどや」をクリックしてください。



きめ細やかなサービスとこだわりのお料理
株式会社サンケイ会館 管外

ご予算に応じたケータリングサービスを行っています。
新型コロナウイルス対策として蓋付きのカップ容器でお料理をご提供する安心・安全に配慮したプランもお楽しみいただけます。催事の企画・運営もご相談ください。



- 〒 東京都千代田区神田駿河台 2-3-11 NBF御茶ノ水ビル2階(本社)
- ☎ 03-6284-4501(ケータリング問い合わせ)
- 🌐 <https://sankeikaikan.co.jp/catering/>



あのときも、これからも、いい時間。
三創産業株/トニーローマ三番町店 番町地区会

全米をうならせた究極の ribs を！！
全米レストランNo.1のバーベキューレストラン。気取らず手づかみで食べる ribs は絶品なので、是非ご賞味ください。
特にバーベキュー ribs、特製オニオンローフは絶品です。



- 〒 東京都千代田区三番町 6-4 ラ・メール三番町 1F
- ☎ 03-3222-3240
- 🌐 https://www.sanbancho.jp/?page_id=7



考え抜いたその先にたどり着ける至福の一皿
株式会社セーキ/銀座レカン 九段一ツ橋地区会

1974年、日本が国際化へ進み出した時代に誕生した銀座レカンはお客様のご愛顧のもと40余年を歩んでまいりました。伝統を受け継ぎながら新たな創造性を加えたフランス料理を豊富なワインコレクションとともにお届けいたします。



- 〒 東京都千代田区九段北 1-3-6
- ☎ 03-3561-9706
- 🌐 <https://www.lecringinza.co.jp/> (レガングループ HP)



厳選された食材を味わえる老舗
勤寿司の **幸鮎** 平河永田地区会

一見さんでも気兼ねなくカウンターで愉しめる、昔ながらのお店。おまかせ握りでは旬の食材を堪能できます。お刺身や一品ものなどもあり、ついとお酒が進んでしまうことも。出前もしてくれるので、自宅や会社でも本格お寿司が味わえます。*出前は2人前から



- 〒 東京都千代田区平河町 1-7-1
- ☎ 03-3264-0474(ご予約・お問い合わせ)
- 🌐 <https://www.sushi-kunitake.com/kouzushi/>



新入会員紹介

新しく会員になられた企業様をご紹介します。

(株)リレーションズ

飯田橋・富士見地区会

駐車場の運営管理やコンサルティングを通じて、広く世の中に貢献することを目指しております。



東京都千代田区飯田橋 1-7-9 山京第二別館 5 階
03-6272-4252 <http://www.r-pi.co.jp/>

(株)TAKE FRONTIER

番町地区会

売れない“理由”をなくすマーケティングを。販売・販促に関わるほぼ全ての領域を網羅的にお手伝いしております。



東京都千代田区二番町 9-3 THE BASE
03-6380-2012 <http://takefrontier.com/>

(株)KUROISHI ASSOCIATES

番町地区会

海外事業でお困り事はありますか？弊社は海外法律事務所とのネットワークを生かし、アジア、中東、アフリカ、欧米、中南米における知財の保護活用、模倣対策等をお手伝いします。



東京都千代田区一番町 11-5-302
03-6272-6541

サンアースソーラージャパン(株)

麹町地区会

一貫生産による約 50 年の太陽光発電の実績と 30 年を超えるフィールド実績を持った、サンアースソーラーパワー社の日本法人です。



東京都千代田区麹町 2-4 麹町鶴屋八幡ビル 2 階
03-5212-7835 <http://www.sunearth-solar.jp/>

(有)エスパンサ・ビジネス・コンサルティング

有楽町日比谷地区会

1999 年に設立したエグゼクティブ・サーチ・ファームです。クライアントと候補者の最適なビジネスパートナーとして、人材プロジェクトを導く羅針盤となります。



東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 17 階
03-3539-1356 <http://www.esperanza.co.jp/>

(株)インターシェア

麹町地区会

画像 / 動画の処理や加工、動画 / 音声の配信を得意分野とし、企画から開発、そして運用まで、フルスタックで製品を作っています。



InterShare



東京都千代田区麹町 2-10-3 エキスパートオフィス 212 号室
03-4405-3593 <http://www.i-share.co.jp/>

新入会員を募集中!



麹町法人会のご紹介・お声がけをお願いします
法人会をご存じない方、ご加入をご検討いただける方にお声がけをお願いいたします。
事務局へご連絡いただけましたら、担当者が詳しい説明にお伺いいたします。

会員企業紹介記事 募集中!

- 同じ麹町法人会の会員でも知らない企業はたくさんあります。そこで、新しく企業紹介のページを作りました。
- 「我が社のおすすめ!新製品」など企業のPRにお使いください。
- 麹町法人会の輪を広げましょう!

お問合せ 麹町法人会 事務局 admin@koujimachi.or.jp

けんたくんコラム



この騒ぎを裁いたのが、名奉行・大岡越前守。互いの言い分を聞き、静かに口を開く。
「双方の正直さにいたく感銘致したので、越前が一両足して二両ずつ褒美としてつかわそう!」
越前が一両出し、兩人に二両ずつ褒美として与えたので、三方が一両の損で丸く収まるという、どちらにも傷つけない名裁き。

熊五郎名義の書付と印形、三両の入った財布を拾った金太郎。さっそく家に届けてあげたが、宵越しの銭は持たない主義の熊五郎は受け取らず、親切心で届けた金太郎もカチンときて、大喧嘩に。

有楽町マリオン付近には大岡越前がいた南町奉行所の石碑が建っています。その大岡越前の名裁きのお話。

大岡越前が大活躍!?

第2話
三方二両損

落語で巡る麹町

開催
報告

第9回 通常総会

第9回通常総会が6月16日(火)にホテルグランドパレスにて開催されました。本年は、早いもので公益社団法人となり、9期目の事業年度でした。

今年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大される中、延期を含め慎重に検討しましたが、会場での感染

防止を徹底していくことを前提に、講演会・懇親会はとり行わず、通常総会のみで開催となりました。

規程により、出井会長が議長となり、議事を進行。提案した議案は全て原案どおり可決承認されました。皆様のご協力に深く感謝いたします。



開催
報告

令和元年度 麴町法人会 会員増強功労表彰

法人会の会員増強は、事業活動の活性化に繋がり、かつ財政基盤確立のための欠かせない一つの事業活動です。

本年も会員増強月間を設定して、1社でも多くの会員

加入推進を計画していますので、会員の皆様方もご協力をお願いいたします。

今年度、受賞された方は下記のとおりです。あらためて感謝申し上げます。

地区会の部

- 番町地区会 会員勧奨実積 2社
- 有楽町日比谷地区会 会員勧奨実積 2社
- 飯田橋・富士見地区会 会員勧奨実積 1社
- 九段一ツ橋地区会 会員勧奨実積 1社
- 麴町地区会 会員勧奨実積 1社

個人の部

- 椎野登貴子 会員勧奨実積 2社
- 前田 泰志 会員勧奨実積 2社

※上記「地区会の部実積」に含む

受託会社の部

- 大同生命保険(株) 東京支社 推進員
 - 赤井 淑乃 実積 2社
 - 齊藤 優希 実積 1社
- 他管外支社推進員(仙台支社) 実積 1社
- AIG損害保険(株)
 - 推進員及び代理店 実積 4社

開催
報告

麴町管内税務連絡協議会 主催 『名刺交換会』

税務連絡協議会は、7月17日(金)ホテルグランドパレスにて、麴町税務署人事異動後の幹部署員を招いての名刺交換会を開催しました。

納税協力団体の各団体長や今回の異動で留任・着任された皆様の自己紹介が行なわれました。



活動
予定

写真コンテスト

どうぞ奮ってご応募ください

好評をいただいております「写真コンテスト」を開催いたします。



●応募受付:10月15日(木)~11月13日(金)

前年度コンテスト 受賞作品一覧



活動
予定

社会保険実務セミナー

- 日時:
第1回 10月20日(火)14:00~16:30
第2回 10月27日(火)14:00~16:30
- 会場:トラック健保会館6階 千代田区四番町5番地
- 電話:03-3246-2363
- 講師:社会保険労務士法人 レガリテート
椎野太郎氏

※15:45~16:30は源泉所得税の説明会を開催いたします。

活動
予定

秋季税務研修会

- 日時:10月7日(水)
- 会場:ホテルグランドパレス
- 講師/演題:
第1部 麴町税務署 署長
道免 良春 殿
「鹿児島と納税の母」
第2部 麴町税務署 法人課税第1部門 調査官
古谷 正博 殿
「令和2年度 税制改正等について」

活動
予定

「税を考える週間」シンポジウムを11月19日(木)開催予定

麴町納税貯蓄組合連合会によるシンポジウムを、11月19日(木)に開催いたします。ぜひご参加ください。

- 主催:麴町納税貯蓄組合連合会
- 共催:公益社団法人 麴町法人会
- 会場:日比谷コンベンションホール



けんたくんで行く!~麴町エリアの坂~

vol.2

新坂(遅刻坂)

日比谷高校とメキシコ大使館の間を「外堀通り」へ下る坂です。新坂という名称は新しく出来た坂によく付けられる名称で千代田区内に計3箇所あります。写真からもわかる通り、かなりの急勾配です。

駅から官庁街へ向かう役人、登校を急ぐ生徒たちが息を切らしながら駆け上がる光景から、「遅刻坂」という愛称で呼ばれています。「この坂さえなければ、間に合うのに」今日も息を切らしながら走る姿が...

毎日上るのは大変そうダウン



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です(印紙で納付する印紙税等は除く)。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間(1カ月以上)において、収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減)した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等(資本金の額が1億円以下の法人など)が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了

する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型(デジタル化設備)として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除**が適用できます。

新たな類型(デジタル化設備)

- (要件) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
(対象設備) 機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書(課税事業者選択不適用届出書を含む)については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する(又はやめる)ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行(令和2年4月30日)後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間(1カ月以上の任意の期間)の収入が、著しく減少(前年同期比概ね50%以上減少)した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
(注1) 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷法人: 課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷個人: 課税期間の翌年の3月末
(注2) 国税通則法11条(災害等による期限の延長)の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日(令和2年4月30日)以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している(※)中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

(※) 令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**(税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など))の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件

- ▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加
 - ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
 - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
- ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長(令和5年3月31日まで)

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

(注) 施行日の前日(令和2年4月29日)までに作成された

ものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件

- (1) **住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置**
(入居期限: 令和2年12月31日⇒令和3年12月31日)
 - ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
- (2) **既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件**
(取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内)
 - ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日(令和2年4月30日)から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
 - ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車(登録車・軽自動車)について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末(令和4年3月31日)までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象となりました。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

欠損金の繰戻し還付制度を利用できる 法人の範囲が拡大されました

これまで、中小企業者等(資本金の額が1億円以下の法人など)が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能**となりました。

青色欠損金を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金がある場合には、その事業年度開始の前1年以内に開始した事業年度に欠損金を繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です。

還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の確定申告書の提出期限までに還付請求書を提出してください。

還付請求書の様式など、手続きの詳細について

ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 申告手続・用紙 > 申告・申請・届出等、用紙
(手続の案内・様式) > 税務手続の案内(税目別一覧) > 法人税 >
[手続名]欠損金の繰戻しによる還付の請求

詳細は国税庁の
ホームページから



中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により
事業収入が減少した中小事業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、
償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減**します。

軽減措置の内容

一定の収入の減少があった場合、償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を、下記の通り減収割合に応じて、2分の1又はゼロとします。

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて

30%以上50%未満
減少している者

2分の1

50%以上
減少している者

ゼロ

適用要件

令和3年2月1日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて都税事務所に申告した方に適用します。申告書様式は、東京都主税局ホームページからダウンロードできます。



お問い合わせ先

東京都千代田都税事務所 固定資産税課

〒101-8520 東京都千代田区内神田2-1-12

償却資産に係る軽減措置について
「償却資産班」

03-3252-7153

事業用家屋に係る軽減措置について
「固定資産税班」

03-3252-7149

住民税(特別区民税・都民税) 第3期分の納期限は11月2日です。

6月にお送りした納付書で、お近くの銀行・信用金庫・信用組合などの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局・指定のコンビニエンスストア・千代田区役所・出張所で11月2日(月)までにお納めください。

住民税のお支払いには、安心して便利な口座振替やモバイルレジ(スマートフォンによるお支払い)をご利用ください。
お支払い忘れがなく、手間も省けます。

お手続きは区役所税務課へお問い合わせください。今からお申込みの場合は、第4期分からの引き落としになります。
(12月10日区役所到着分)

お問い合わせ先

千代田区役所 税務課納税促進係
電話:03-3264-2111(代表) 内線2271~4

千代田区納税案内センターからのご案内

区は、特別区民税・都民税の納期限が過ぎても納付の確認ができない方への案内窓口として、千代田区納税案内センターを開設しています。

納期限を過ぎても納付の確認ができない方へ、同センターからお電話でお問い合わせをさせていただきます場合があります。

振り込め詐欺やなりすまし詐欺にご注意ください!

税金は区が発行した納付書でお支払いください。
千代田区納税案内センターは、区が委託した民間業者が業務を行っており、**振込口座を指定したり、現金自動預払機(ATM)での払込みを指示したりすることはありません。**
また、**同センター従事者が直接現金を取り扱うこともありません。**

お問い合わせ先

千代田区役所 税務課特別整理係
電話:03-3264-2111(代表) 内線2281・2284

麴町消防署だより

「新しい日常」に 照らした訓練

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、接触機会を少なくする、いわゆる三つの密を避けるなどの「新しい日常」という考え方があらゆる場面で求められています。



ただし、消防計画に基づく自衛消防訓練は、コロナ渦においても実施する必要があります。

次の実施要領を参考にして、 実施方法を見直しましょう。

実施要領の抜粋 **3密・・・「密閉」「密集」「密接」**

- 3密を避ける** 換気の良い場所で、互いに2メートル以上の距離をとり実施
- 感染防止** マスク着用・手指消毒剤の配置
- 飛沫感染の高い活動は行わない** 参加者同士での身体接触を伴う訓練の禁止
- 感染防止への注意喚起** 訓練参加者への注意事項の配布及び掲示
- 体調チェック** 参加者の体温・体調の把握
- 感染状況の把握** 参加者の連絡先の把握及び連絡体制の確保

問合せ先

麴町消防署 防火管理係



03-3264-0119



還付金詐欺 増えてます

事前にお知らせしましたが、届いていますか？



医療費や保険料が戻ってきますよ！

コロナウイルスの給付金があるので、近くのATMに行ってください。



自治体職員、税務署職員、年金事務所職員などを装い、あなたに還付金があるとウソの連絡をします。あなたをATMに行かせ、預金残高を確認し、犯人の口座にお金を振り込むよう指示してきます。

だまされないポイント

ATMでお金が戻ってくることは絶対にありません。
国や自治体、医療機関や年金事務所などが、電話で口座番号や預金残高を聞いてくることや、現金の引き出しや振り込みをお願いすることも絶対にありません！



問い合わせ先

麴町警察署 防犯係



03-3234-0110
(内線2612)

移転・休廃業、その他変更点が生じた場合はお早めにご連絡を！

未来を考えよう

新型コロナウイルスが蔓延するなか、多くの会員企業様に影響が出ているのではないのでしょうか？その影響や現状など法人会のあり方と共に研究し、会員のみなさまの事業活動にお役に立てるよう意見交換をする等、さまざまな工夫をして参りたいと考えております。このたび上記内容にご賛同していただける方を募集いたします。ご興味のある方、是非ご連絡をお待ちしております。

麴町法人会 青年部長 酒井強志
サカイ商事株式会社 電話:03-3263-7721 e-mail:ssktsu19@yahoo.co.jp

「諸変更届」の記入が必要です



諸変更届

登録内容(法人名・代表者・所在地等)の変更は、左図の「諸変更届」に必要事項をご記入の上事務局へFAXしてください。

FAX:03 (3261) 9428

「諸変更届」用紙は、Webサイトからも印刷できます
麴町法人会Webサイト > 各種届出用紙

退会に際しては、事務局へご連絡いただき「退会届」によるお申し出が必要となります。届出がないと、年会費が発生しますので、ご注意ください。

【当会情報誌】広告記事大募集！

1回のみ掲載も大歓迎！
1,800社近くの会員様へPRできます！

発行部数 約1,800部
発刊月 年4回(1月・3月・6月・9月)
◎原稿締切日 発刊月の前々月20日迄(11月・1月・4月・7月)
◎応募先 admin@koujimachi.or.jp
◎会報担当 高橋宛

会員企業様は「掲載料がお得」です

A4サイズ		会員	非会員
1ページ	裏表紙	30,000円	80,000円
1ページ	中ページ	15,000円	40,000円
1/2ページ	中ページ	10,000円	20,000円
1/4ページ	中ページ	5,000円	10,000円

※上記料金は、1回あたりの掲載料です



いずみ会計事務所では
 公益法人(社団法人、財団法人)
 NPO法人、任意団体の会計や
 税務の御相談を受け付けています!

税理士・内部監査士 浦田泉

① いずみ会計事務所 (浦田泉税理士事務所)

① いずみ会計コンサルティング株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室

TEL 03-5210-2511 FAX 03-5210-2513

E-Mail info@izumi-kaikei.com

【いずみ会計事務所の「ためになるブログ」Season2】

<http://www.izumi-kaikei.info/>

【公益法人専門の税理士 (いずみ会計事務所・税理士浦田泉)】

<http://ameblo.jp/izumikaikei/>

【NPO法人を応援する税理士 浦田 泉のブログ】

<http://ameblo.jp/izumikaikeinpo/>

【いずみ会計事務所 facebook】

<https://www.facebook.com/izumikaikei>

【公益法人専門の総合相談室 facebook】

<https://www.facebook.com/koueki.kaikei>

■いずみ会計事務所ウェブサイト

<http://izumi-kaikei.com/>

■公益法人会計.com

<http://koueki-kaikei.com/>

従業員の退職金準備は

とく たい きょう
特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
 財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
 TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



一般財団法人全日本労働福祉協会



九段クリニック

九段クリニックは、初回診察から専門医療までの幅広い診療科と、最新かつ迅速な検査体制を備えたクリニックです。早期発見・診断から早期治療・予防までの一連の医療を滞りなくご提供します。



当院では人間ドック・生活習慣病健診をはじめ、各種専門ドックなど様々なコースをご用意しております。

また、オプション検査も豊富にございますので健診予約時にお申し出下さい。

TEL 03-3222-0071

住所 東京都千代田区九段北 1-9-5

受付 月～土 8:30～17:15 ※土は 12:30 まで。日祝休診

アクセス ■地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」より徒歩 4 分
 ■JR 線「飯田橋駅」より徒歩 7 分。

URL <http://www.kudanclinik.com/>

地下鉄「九段下駅」より徒歩 4 分、JR 線「飯田橋駅」より徒歩 7 分と交通のアクセスも抜群です。



一人として、同じがんの患者さまはいません。
 私たちのがん治療は、そこからはじまります。

がんになってもいきいきと生きるためのがん治療を追求した結果、たどりついたのが多価樹状細胞ワクチンなどの免疫細胞療法です。

もし今、がんの症状やがん治療にお悩みなら、当クリニックの扉をたたいてみてください。何か新しい道をご提案できるかもしれません。

がんでお悩みの方、治療中の方、無料でご相談をお受けします。（予約制）

[診療例]多価樹状細胞ワクチン（使用ペプチド4種類まで）と活性NK細胞療法の併用療法：1回投与54万円（税込）

※併用療法は5回投与で1クールとなります。

※治療は健康保険適用外になります。

※保有する多価樹状細胞ワクチンの製造技術は、日米欧米の国々で特許取得済。



ふくろろクリニック

TOKYO, JAPAN

東京都千代田区九段北1-10-9 九段VIGASビルB1F

TEL. 03(5212)1271 FAX. 03(5212)1272

受付: 月～土 8:30～17:15 ※土は12:30まで。日祝休診

■地下鉄「九段下駅」東西線7番口より徒歩1分

■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分



理事長 阿部 博幸

「免疫」を利用したがん治療。
 体を守るヒト本来のちから、